

諮問番号：令和元年度諮問第12号

答申番号：令和2年度答申第3号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求に係る処分

処分庁は審査請求人に対し、令和元年7月12日付け平成31年度国民健康保険税納税通知書により、地方税法（昭和25年法律第226号）及び三木市国民健康保険税条例（昭和34年三木市条例第16号。以下「本条例」という。）の規定に基づき審査請求人の平成31年度の国民健康保険税額を234,000円とする賦課決定処分（以下「本件処分」という。）を行った旨通知した。

2 審査請求

審査請求人は、令和2年9月26日、処分庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

国保税の引き上げにより、年額約15万円の保険料を支払えなくなったため、本年5月に長年加入していた民間保険会社の医療保険を解約した結果、審査請求人の生活と生命が大変危険な状態に陥っている。「税額の引き上げは法律、条例により適正に執行したので請求を却下する」という三木市行政の姿勢を改めてほしい。法律および条例は、本来的に市民の生活を支援すべきもので

ある。

2 処分庁の主張

- (1) 本件処分は、地方税法及び本条例の規定により、適正に行ったものである。
- (2) 国民健康保険税の税率等については、三木市では三木市国民健康保険運営協議会の答申に基づき市長が定めた案を市議会の議決により決定している。

国民健康保険税率は平成20年度に改定して以来、10年間据え置いて加入者の負担を抑えてきたところであるが、既に平成29年度には医療費の増加を賄えるだけの国民健康保険税が確保できていない状況となっていた。

このような中、平成30年度に三木市国民健康保険税の保険税率等の見直しを行い、上記のような手続を経て必要な改定を行ったものである。

また、国保は所得に応じた賦課を実施しているが、審査請求人世帯の平成30年中総所得金額からすると所得が低い世帯に対する軽減制度は適用できず、現時点において審査請求人からは減免申請の提出もない。

- (3) よって、本件処分に違法、不当な点は存しないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 租税については、原則として法律で定めなければならないと

されているが（日本国憲法第30条及び第84条）、地方税については法律の範囲内での課税権を地方公共団体に賦与しており（日本国憲法第92条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第223条及び地方税法第2条）、条例に規定することにより地方公共団体が賦課徴収することが可能である（地方税法第3条第1項）

これにより、三木市においても本条例が制定されており、地方税法及び本条例に基づいて国民健康保険税の賦課徴収が行われている。

- (2) 国民健康保険税の課税額は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額である（地方税法第703条の4第2項及び本条例第2条第1項各号）。

本件処分は、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の算定に必要な審査請求人の平成31年度の基礎控除後の総所得金額、被保険者数については争いがなく、これらの税額は、本条例第2条ないし第5条の規定に従って適正に算定されたものと認められる。

なお、審査請求人は、介護納付金課税額算定の対象ではない（本条例第2条第1項第3号及び介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第2号）。

- (3) 審査請求人の平成31年度の国民健康保険税の額は、上記のとおり、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額を合算した額であり、本条例に基づき適正に算出したものと認められる。
- (4) 以上から、審査請求人の主張に基づき本件処分を取り消すべきであるとはいえず、他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第5 審査庁の意見

原処分の維持が適当と考えるため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和2年2月28日	諮問
令和2年8月5日	調査審議
令和2年8月31日	調査審議

第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求人及び処分庁の主張を検討した結果、以下のように判断する。

- (1) 審査請求人に対して賦課された平成31年度国民健康保険税額は、当審査会における検証を通じても、地方税法第703条の4並びに本条例第1条、第2条、第3条及び第5条の規定に基づき適正に算定されたものと認められ、他に本件処分に違法又は不当な点は認められなかった。
- (2) 審査請求書において審査請求人が述べているのは、平成30年度に改定された後の三木市国民健康保険税の保険税率に関する本条例の定めが高きに失し不当であるという主張又はそうであるから税率（税額）を引き下げる方向で本条例を改正してもらいたいという市の政策に対する要望と理解できる（なお、審査請求人からは、審査請求書以外にその主張を明らかにする反論書、主張書面等は提出されていない。）。
しかしながら、行政不服審査法における審査は個々の行政処分の違法性及び不当性を審査するものであり、税率の定め等といった条例そのものの不当性或いは市の政策に対する要望はそもそも審査の対象外である。
- (3) よって、本件審査請求には理由がないものと認められるので、「第1 審査会の結論」記載のとおり判断する。

令和2年8月31日

三木市行政不服審査会

会長 東 泰弘

委員 藪内 正樹

委員 岡田 順子